

長野県の技能労務職員の概況

長野県の概況

人口（H19.3.31 住基人口）	2, 184, 596人
面積	13, 562. 23km ²
普通会計全職員数（H19.4.1）	28, 038人

1 職種別人数と今後の採用方針

- 平成 11 年度以降、毎年の新規採用者数を若干名に抑制し、平成 16 年度以降は新規採用を行っていない。今後は、県行政機構審議会の答申（本年 9 月 4 日）を踏まえ、技能労務職員が行っている業務のあり方について総合的な点検を実施し、民間委託等必要な見直しを行う。

職種		人数	今後の採用方針
名称	種別		
技能労務職員	給食技師	58	当面、採用停止予定
	守衛	8	
	庁務（校用）技師	256	
	道路技師	60	
	その他	242	
計		624	

（注）「その他」は、農林技師、運転技師、通信技師、汽缶技師、動物愛護管理技師、介助技師、ダム操作技師等

2 給料表の構造（類型）

- 国の行(一)と行(二)を合成した4級制。(国の行(二)1級1号俸～17号俸及び行(一)1級～4級相当)
- 技能労務職員の給与については、地域民間の同一又は類似職種に従事する者との均衡に留意しながら、国及び他の都道府県の状況も踏まえたうえで、適正化に向けて必要な見直しに取り組む予定。

3 職種別・級別の標準的な職務内容と人数

- ・ 職制に応じて級が設定され、級ごとに職務内容が区別されている。
- ・ 昇格はすべて昇任により実施。(H18.3 昇格基準廃止)

職種 給食技師 ※給食業務

級	人数	職名	標準的な職務内容
4	14	主幹 主査	1 主幹の職務 2 主査の職務
3	20	主任	主任の職務
2	22	技師	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務
1	2	技師	技師の職務
計	58		

職種 守衛 ※監視及び警備

級	人数	職名	標準的な職務内容
4	1	主幹 主査	1 主幹の職務 2 主査の職務
3	3	主任	主任の職務
2	4	技師	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務
1		技師	技師の職務
計	8		

職種 庁務（校用）技師 ※庁務に関する技術業務

級	人数	職名	標準的な職務内容
4	70	主幹 主査	1 主幹の職務 2 主査の職務
3	93	主任	主任の職務
2	93	技師	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務
1		技師	技師の職務
計	256		

職種 道路技師 ※道路の維持保全業務

級	人数	職名	標準的な職務内容
4	10	主幹 主査	1 主幹の職務 2 主査の職務
3	20	主任	主任の職務
2	30	技師	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務
1		技師	技師の職務
計	60		

4 職務内容の民間、国、他の地方公共団体との異同

- ・ 民間とは異なり、住民の複雑・多岐にわたる要望に直接対応する必要が頻繁に生じること、災害発生時等の有事には被災後の拠点施設としての機能確保が求められることなど、公務の特殊性があると考えている。
- ・ 道路技師や介助技師など、国にない職種が相当数存在する。
- ・ 本県の技能労務職員は、単純に技能労務の業務のみを行っているわけではなく、非現業職と一体となって業務を行う職種や事務補助的な業務を事務分担として行っている職種も存在している。

5 初任給・昇給・昇格基準とその運用の状況

(1) 初任給（全職種）

技能労務職員（高校卒） 1-1 135,600円

(2) 昇給（全職種）

一般職員 標準4号俸（H22.1.1まで3号俸）

高齢層職員（55歳以上） 標準2号俸（H22.1.1まで1号俸）

※ 新人事評価制度本格導入までの間、暫定的な査定昇給を運用

(3) 昇格（全職種）

昇格は全て昇任により実施（H18.3に昇格基準廃止）

6 標準的なキャリア・パス

- ・昇格は全て昇任により行われるため、下表に記載の経験年数は、標準的なものであり、全員がその経験年数をもって昇任・昇格するわけではない。

職種 全職種

職務の級	1	2	3	4	
職名	技師	技師	主任	主査	主幹
職務内容	技師の職務	高度の知識 又は経験を 必要とする 業務を行う 技師の職務	主任の職務	主査の職務	主幹の職務
経験年数	——	概ね 13 年	概ね 25 年	概ね 33 年	概ね 37 年

7 給与決定に係る労使交渉等の状況

(1) 労働組合の組織状況

- ・技能労務職員独自の労働組合は組織されておらず、非現業の職員と同じ職員団体に加入し、内部組織として「現業協議会」を構成している。
- ※ 県職員労働組合 約 6,100 人（うち技能労務職員 約 300 人）

(2) 最近における給与決定に係る交渉の状況

- ・技能労務職員に係る給与、勤務条件等について、毎年7月から11月にかけて、非現業職員と同一の基準で決定・改正する場合は職員団体全体での統一交渉の中で取り扱うが、技能労務職員独自の基準を決定・改正する場合は、上記交渉とは別に、現業協議会と交渉を行う。

(3) 労働協約の締結の状況

- ・ 労働協約は締結していないが、必要に応じて、給与、勤務条件等に係る確認書を書面により取り交わしている。

8 技能労務職員の給与等の公表状況

- ・ 総務省の示す様式に準じた給与情報等の公表を行っている。
- ・ 「技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針」においても、同一又は類似職種に従事する民間従業員の給与との比較を行っている。